

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年12月14日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
関東甲信工事局長 奥原 祐治

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務は、適正な積算業務を行うため、シールドトンネル工事に使用する建設機械の基礎価格調査及びシールド機械の原価調査（内訳項目別価格の調査）ならびに損料の調査を行うものであり、専門的な知識、経験及び能力を有した者でなければ当該業務は達成できない。

本業務の実施にあたっては、建設機械を熟知し、また、あわせて、専門的な知識、経験が不可欠であることから、これらの能力と経験を有する特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 令和5年度シールドトンネル建設機械価格他調査

(2) 業務内容

業務内容は、①から⑫の基礎価格調査及び原価調査並びに損料調査を行うものである。

- ① 資機材搬送設備
- ② 掘削土砂搬出設備
- ③ 添加材注入設備
- ④ 加泥材注入設備
- ⑤ 掘削土砂改質装置（噴発防止）
- ⑥ 裏込注入設備
- ⑦ 給排水・濁水処理設備
- ⑧ 換気設備
- ⑨ 中央計測管理設備
- ⑩ 吹付設備
- ⑪ トンネル付帯設備
- ⑫ シールド機械

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から6箇月間

3 業務目的

本業務は、シールドトンネル工事に使用する建設機械の基礎価格調査及びシールド機の原価調査（内訳項目別価格の調査）ならびに損料の調査を行い、適正な積算業務を行うために実施するものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号）第 4 条又は第 5 条の規定に該当しない者であること。
- イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）における「土木設計調査」に係る令和 3・4 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ウ 当機構理事長から「関東甲信地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 業務実績に関する要件

平成 24 年度以降に元請（発注者と直接契約したものに限る。）として完了した以下に示す同種業務の実績を有すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い完了していない役務も実績として評価する。この場合は、履行期間の延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

	業務内容
同種業務	シールドトンネル工事に伴う建設機械の機械経費調査検討業務

(3) 次のア及びイに示す要件を満たす主任技術者を配置できること。

- ア 平成 24 年度以降に元請（発注者と直接契約したものに限る。）として完了した以下に示す同種業務の経験を有すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い完了していない役務も経験として評価する。この場合は、履行期間の延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

	業務内容
同種業務	シールドトンネル工事に伴う建設機械の機械経費調査検討業務

- イ 公示日現在において、手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者。ただし、手持ち業務に当機構発注の調査基準価格を下回る金額で落札した役務がある場合は、契約金額の合計が 2.5 億円未満かつ手持ち業務の件数が 5 件未満の者。

なお、手持ち業務とは、本業務の公示日現在における以下の業務をいう。

- ① 主任技術者又は担当技術者となっている 1 件当たりの契約金額が 500 万円以上の業務を対象とする。
- ② 手持ち業務には本業務は含まず、プロポーザル方式の特定後未契約のものを含む。この場合は、参考見積金額を契約金額として取扱うこととする。
- ③ 手持ち業務の契約金額については、当機構発注の役務で、部分引渡しを行った役務がある場合は、引渡し部分に相当する金額を除いた額とする。
- ④ 複数年度契約の手持ち業務の契約金額については、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。なお、月数については、各月の日数に関係なく履行期間に含まれる月をひと月として算定する。
- ⑤ 設計共同体として受注した手持ち業務の契約金額については、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。なお、出資比率等で分担金額が確認できない場合は、総契約金額とする。

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い公示日時点で完了していない役務は手持ち業務量とみなさない。この場合は、履行期間の延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

(4) 技術提案書を提出しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

5 手 続 等

(1) 担当局

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2 丁目 5 番地 11（金子第 1 ビル）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

関東甲信工事局 経理契約課 契約係

電話 045 - 475 - 5560 FAX 045 - 475 - 5507

電子メールアドレス keiyaku.knk@jrnt.go.jp

(2) 業務説明書の交付期間及び場所

ア 交付期間 令和 4 年 12 月 14 日（水）から令和 5 年 1 月 5 日（木）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、10 時から 16 時まで。（12 時から 13 時の間を除く）

イ 交付場所 (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期間 令和 5 年 1 月 6 日（金） 16 時まで。

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電送（事前に(1)へ連絡を行うこと。）すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限 令和 5 年 2 月 27 日（月） 16 時まで。

(4) 4 (1)イに掲げる競争参加資格の認定を受けていない場合も 5 (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は、業務説明書による。